

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,085,061	流動負債	2,299,323
現金及び預金	18,841	買掛金	852,905
売掛金	1,162,651	未払金	700,026
未収入金	1,134,723	未払法人税等	89,017
棚卸資産	22,530	未払消費税等	191,250
前払金	10,981	未払費用	352,972
前払費用	328,327	前受金	6,418
仮払金	882	預り金	6,671
預け金	2,409,013	前受収益	100,061
その他流動資産	786		
貸倒引当金	△3,676		
固定資産	3,164,310	固定負債	1,024,219
有形固定資産	1,982,714	退職給与引当金	685,605
建物	761,836	役員退職慰労引当金	4,833
工具、器具及び備品	1,198,169	資産除去債務	65,636
建設仮勘定	22,708	その他の固定負債	268,144
無形固定資産	459,545		
電話加入権	16,487		
ソフトウェア	350,861		
ソフトウェア仮勘定	92,196		
投資その他の資産	722,051		
長期前払費用	106,882		
繰延税金資産	346,068		
敷金・保証金	246,855		
負担金等	22,245		
		負債合計	3,323,543
		(純資産の部)	
		株主資本	4,925,829
		資本金	100,000
		資本剰余金	2,350,000
		その他の資本剰余金	2,350,000
		資本金減少差益	2,350,000
		利益剰余金	2,475,829
		利益準備金	25,000
		その他の利益剰余金	2,450,829
		繰越利益剰余金	2,450,829
		(うち、当期純利益)	(701,095)
		純資産合計	4,925,829
資産合計	8,249,372	負債・純資産合計	8,249,372

(注)記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

〔 自 2020年4月 1日 〕
〔 至 2021年3月31日 〕

1. 重要な会計方針

- | | |
|---------------------------------|---|
| (1) 有形固定資産の減価償却方法
(リース資産を除く) | 定額法 |
| (2) 無形固定資産の減価償却方法
(リース資産を除く) | 定額法
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 |
| (3) リース資産の減価償却方法 | 所有権移転外ファイナンスリースについては、リース期間を耐用年数とし残存価額は実質残存価額を「零」とする定額法によっております。 |
| (4) 仕掛品の評価基準及び評価方法 | 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) |
| (5) 商品・貯蔵品の評価基準及び評価方法 | 総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) |
| (6) 引当金の計上基準 | |
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。 |
| ② 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上しております。退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法として、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額法により、翌期より費用処理しております。過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額法により、発生時より費用処理しております。 |
| ③ 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 |
| (7) 収益及び費用の計上基準 | 請負工事にかかる収益の計上基準については、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる総額 1 億円以上の工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。 |
| (8) 消費税の会計処理 | 税抜方式によっております。 |
| (9) 連結納税制度の適用 | 連結納税制度を適用しております。 |

(10) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用 「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。